

投資事業有限責任組合に関する最近の問い合わせ事例に対するFAQ集

平成23年4月
経済産業省産業組織課

投資事業有限責任組合制度は、平成16年に創設されて以来、既に6年を経過しており、その間、着実にその組成数は増加してきております。(平成22年12月現在で約2,000組合が現存)

このような環境の中で、今までに投資事業有限責任組合の組成・運営等につきまして、多くの方からご質問をいただきました。

今回、そのようなご質問の中で、最近お問い合わせがあった事例で、かつ、従来必ずしも詳細な解説が行き届いていない事例を中心にQ&Aを作成いたしました。

投資事業有限責任組合の組成・運営等の際にご参考にしていただければと存じます。

組合契約において、無限責任組合員（以下「GP」と言う。）が金銭その他の財産を出資しない旨の規定を設けることはできますか。

(回答)

投資事業有限責任組合契約に関する法律（以下「LPS法」と言う。）第6条第1項では、組合員は、出資一口以上を有しなければならないとされており、また同条第2項において、当該出資は金銭その他の財産のみをもって可能とされています。したがって、LPS法上、GPであっても金銭その他の財産を目的とした出資を一口以上有しなければならないことから、GPが金銭その他の財産を出資しない旨を定めた組合契約で適法に投資事業有限責任組合（以下「LPS」と言う。）を組成することはできないと考えています。

LPSが債務保証や自らの保有する組合財産につき質権設定をすることは可能でしょうか。

(回答)

LPSが行える事業の範囲はLPS法に列挙されており、LPS法に定めのない事業についてLPSはそれ自体を主たる目的として事業を行うことはできません。LPS法では、株式等に対する投資、金銭の貸付け、事業者への経営又は技術指導、他の一定の投資スキームへの投資などがLPSが行える事業として規定されていますが、債務保証や質権設定については規定されておられません。したがって、例えば、LPSが他の者のための保証を行い、保証料収入で収益を上げるような事業を、それ自体を主たる目的として組合事業で行うことはできないと考えております。他方で、合理的に考えて、LPS法に列挙される

事業内容を補完し又は一体不可分として捉えることができる業務については行うことが可能であると考えられることから、債務保証や質権設定がこのような趣旨で行われるのであれば可能であると考えられます。

L P Sにおいて出資一口の金額は均一であることが必要でしょうか。

(回 答)

L P S法において出資一口の金額は均一でなければならないと規定されているため、出資一口当たりの金額を複数設けることはできません。ただし、組合契約で組合員ごとに、例えば最低限出資すべき口数を設けるなど、出資口数ではなく組合員の個性に着目して出資一口当たりの金額の均一性を前提に組合員ごとに異なる扱いをすることは可能ですし、また各出資について損益の分配を異なることとするのは、一口の金額として出資すべき額が均一である限り、可能であると考えています。

L P SがL P S法に基づき、事業者に対して金銭の貸付けを行う場合、貸金業法の適用はありますか。

(回 答)

L P SがL P S法に規定された金銭の貸付けを行う場合であっても、基本的には株式会社等と同様に貸金業法が適用されます。貸金業の登録が必要となる場合の具体的な手続きについては、一つの都道府県内で営む場合には当該都道府県庁の貸金業担当部署に、複数の都道府県にまたがって営む場合には主たる営業所等の所在地を管轄する各地方財務局の貸金業担当部署にお問い合わせください。

L P Sが外国法人に金銭の貸付けを行うことはできますか。

(回 答)

外国法人に対する金銭の貸付けは、L P S法の事業の範囲外であるため、これをL P Sの事業として行うことはできません。なお、外国法人の発行する株式、新株予約権などの取得・保有はその取得の価額の合計額が総組合員の出資の総額の50%に満たない範囲内であれば可能です。

L P S でスワップ取引など各種デリバティブ取引を行うことはできますか。

(回 答)

L P S が行うことができる事業は、株式会社の株式、社債の取得など L P S 法第 3 条第 1 項に列挙されているものに限られますが、スワップ取引など各種デリバティブ取引については規定されておりません。したがって、そのような取引を、それ自体を主たる目的として組合事業で行うことはできないと考えております。

他方で、合理的に考えて、L P S 法に列挙される事業内容を補完し又は一体不可分として捉えることができる業務（例えば、L P S が、投資事業を実行するために借入れを行う場合に、金利変動のリスクヘッジのため金利スワップ契約を締結すること）については行うことが可能であると考えられることから、スワップ取引など各種デリバティブ取引がこのような趣旨で行われるのであれば可能であると考えられます。

L P S で不動産を取得したり、賃貸することはできますか。

(回 答)

L P S が不動産を取得・賃貸することは、L P S 法及び同施行令に定める範囲内においてのみ可能であり、例えば、L P S が取得した、不動産担保が設定されている金銭債権の担保権の目的である不動産について、取得・賃貸することは可能です。また、信託財産が不動産である信託受益権や不動産に投資する匿名組合出資持分についても取得が可能です。

ただし、L P S による不動産の取得・賃貸・売却については不動産特定共同事業法や宅地建物取引業法の適用が問題になります（原則として許認可の取得が必要となります（これに対し、信託受益権や匿名組合出資持分の取得については原則として不動産特定共同事業法や宅地建物取引業法上の許認可の取得は不要であると考えられます。）。）のでご留意下さい。

L P S が公益法人や一般社団法人に出資・寄付することは可能ですか。

(回 答)

公益法人や一般社団法人に出資・寄付することは L P S 法の事業の範囲外であるため、できません。

LP Sが他のファンドや合同会社に出資することはできますか。

(回 答)

他のLP S、民法上の任意組合、外国に所在する類似の団体に対する出資は、LP S法上、LP Sが行うことができる事業として列挙されており、可能です。ただし、有限責任事業組合（以下「LLP」と言う。）や合同会社に対する出資は認められていません。

合同会社や一般社団法人、外国法人はLP SのGPになることはできますか。

(回 答)

LP S法ではGPの資格を制限する規定はありません。したがって、合同会社や一般社団法人、外国法人がLP S法上GPになることは禁止されていません。しかしながら、GPについては、LP S法で組合契約書の必要的記載事項である「氏名又は名称及び住所」の登記を義務づけているため、外国法人が登記を行えるかについては留意が必要です。

任意組合や匿名組合、LLPはLP Sの組合員になることはできますか。

(回 答)

LP S法ではGPの資格のみならず有限責任組合員（以下「LP」と言う。）の資格についても制限する規定はありません。しかしながら、上述のとおり、GPについては、「氏名又は名称及び住所」を登記しなければならないことから登記が行えるかどうかご留意ください。

なお、匿名組合については、営業者が各匿名組合員と個別に締結する匿名組合契約に基づき匿名組合事業の対象財産を所有することとなりますが、営業者がGPになることはLP S法に直ちに反するものではないと考えています。

また、LP SのGPが適格機関投資家等特例業務（後述）の特例の適用を受ける場合には、これらのファンドがLP Sの組合員となることにより当該特例の要件が満たされない場合があるため（*）、当局や弁護士等の専門家にご相談するなどして事前に留意していただく必要があります。

* 例えば、適格機関投資家でない者を匿名組合員とする匿名組合の営業者がLP SのLPとなった場合などは、当該LP Sにおける自己募集・自己運用業務は、適格機関投資家等特例業務の要件を満たさず、当該LP SのGPは適格機関投資家等特例業務の特例の適用を受けることができません。

経営者が同一の別会社や親会社と子会社で、それぞれL P SのG PとL Pになることはできますか。

(回 答)

L P S法ではG P及びL Pの資格について制限する規定はありません。経営者が同一であっても別法人であれば、それぞれ一方をG P、他方をL Pとすることは可能と考えられます。ただし、当該会社間での組合契約の締結が利益相反取引に該当する場合には、各会社において、会社法上必要な手続きを経る必要が生じる点にご留意ください。

L P Sについて何か開示義務はありますか。

(回 答)

L P Sの組合持分は、金融商品取引法第2条第2項に規定する有価証券に該当することから、その発行により500名以上の者が当該持分を所有することとなる取得の申込みの勧誘は、「有価証券の募集」に該当し、金融商品取引法に基づき以下のとおり公衆への開示義務が発生します。

- ・有価証券の発行時における開示として、有価証券届出書の提出、投資者への目論見書の交付
- ・有価証券発行後の継続開示として、有価証券報告書の提出、半期報告書、臨時報告書の提出

また、投資者への情報提供という意味では、私募による場合の告知義務、金融商品取引業者による契約締結前交付書面や締結時交付書面の交付義務等もありますので、担当官庁である金融庁や弁護士等の専門家にご相談いただくことをお勧めします。

適格機関投資家等特例業務について教えてください。

(回 答)

集団投資スキーム持分（L P Sの組合持分が該当します。）の自己募集又は集団投資スキームの自己運用を行う場合、G Pにおいて、原則として金融商品取引業（第二種金融商品取引業者・投資運用業者）の登録が必要となります。しかし、①集団投資スキームへの出資者（G Pは除きます。）が1名以上の適格機関投資家（銀行、保険会社、L P Sなどの金融商品取引法において列挙された者）及び49名以下の適格機関投資家以外の者であって、かつ②当該適格機関投資家等が一定の適用除外対象者（一定のファンド等）に該当しない場合における、③集団投資スキーム持分の私募（ただし、一定の転売制限が必要）及び集団投資スキームの自己運用は、適格機関投資家等特例業務に該当し、金融商品取引業の登

録が不要となります。適格機関投資家等特例業務を行う場合には、事前に届出を管轄財務局に提出する必要があります。

なお、本制度はその要件等が法令において細かく規定されていますが、その具体的な内容については、当局や弁護士等の専門家にご相談いただくことをお勧めします。

L P S法では毎事業年度経過後3ヶ月以内に財務諸表を作成して、公認会計士又は監査法人の意見をもらわなければならないとされているが、清算中においても公認会計士又は監査法人の意見をもらう必要はありますか。

(回 答)

L P S法では、解散前までは毎事業年度、財務諸表等を作成し、公認会計士又は監査法人の意見を付することが義務付けられていますが、清算中においては特段規定がなく、必ずしも公認会計士等の意見を付することは義務ではないと考えられます。したがって、各組合の実情に応じ、必要に応じて監査を行えば足りるものと考えられます。

G Pが自身が役員をしている会社の株式を取得することは可能でしょうか。

(回 答)

G Pが自身が役員をしている会社の株式を取得することについてL P S法では明示的に禁止されていません。ただし、G Pの利益相反行為に関して、双方代理となる場合は民法上の双方代理の禁止の適用があるほか、会社法上一定の手続きが必要とされる場合もあります。また、G PがL Pに対してL P S法において準用している民法上の善管注意義務を負っており、さらに金融商品取引業者である場合には金融商品取引業者として金融商品取引法上の忠実義務等を負っている点にご留意ください。

L P S法では、外国法人への出資について総組合員の出資額の総額の50%に満たない範囲で行うことができるとされていますが、これは総組合員の既出資額の50%未満なのか出資約束額の50%未満なのかどちらでしょうか。

(回 答)

既出資額の50%未満になります。L P S法では外国法人の株式等の取得・保有はあくまで例外的に認められた業務であり、このことから出資約束額ではなく現に出資された金額を基準に上限額が設けられています。

GP、LP、組合の事務所も国外というLPSは認められますか。

(回答)

LPS法では、GP及びLPに資格制限を設けておらず、また組合の事務所の所在地についても制限を設けていないため、GP及びLP双方とも外国の者で、かつ組合の事務所を外国に設置することもLPS法上は禁止されておられません。しかしながら、組合の事務所について登記が義務づけられ、またGPについても、「氏名又は名称及び住所」の登記が義務づけられているため、これらが登記できるかどうか留意する必要があります。

以上